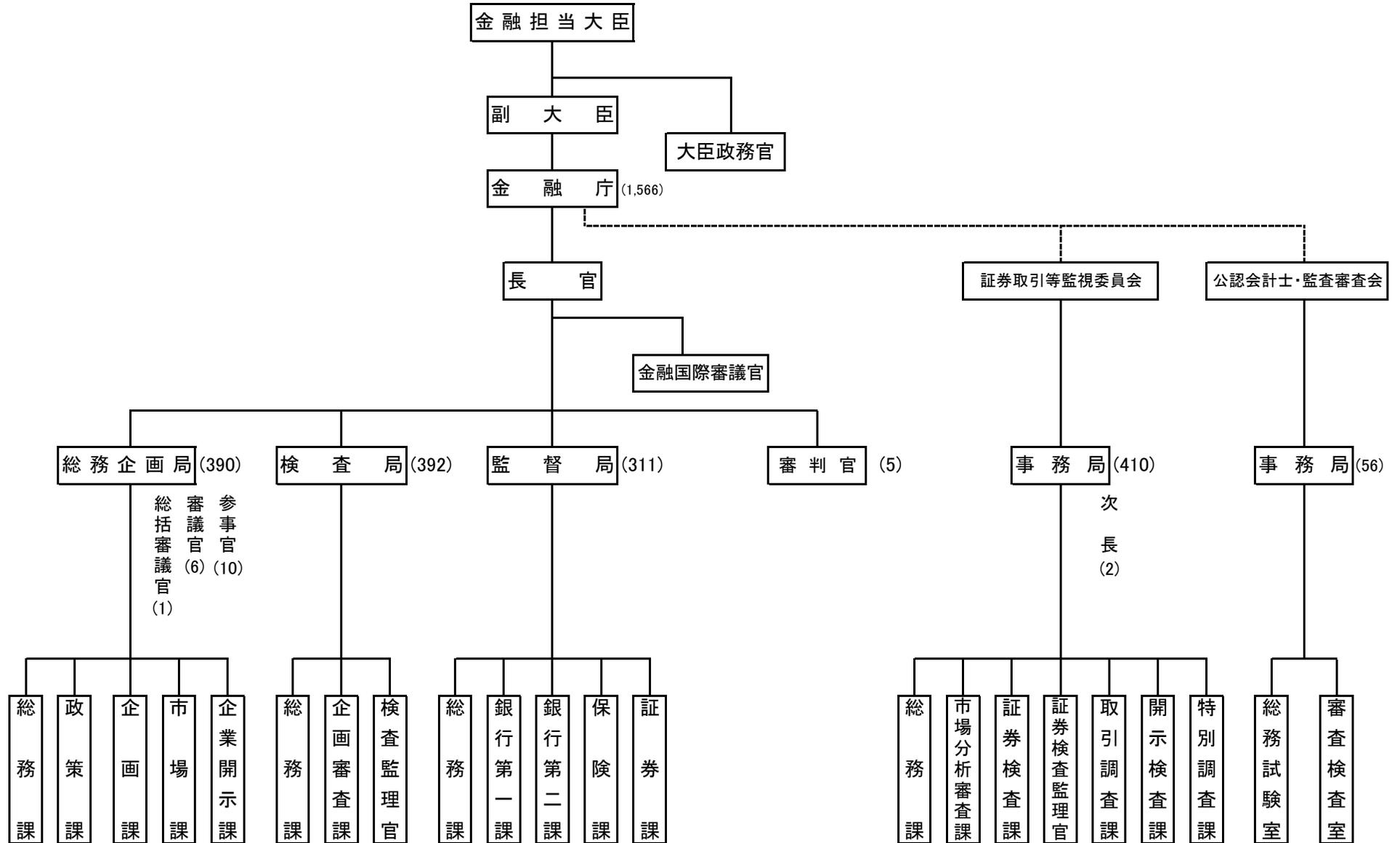

資料編

金融庁の組織（平成27年度）



※ 数字は、平成27年度末定員。
 ※ 審議官のうち1人、次長のうち1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

金融担当大臣

内閣府設置法（抜粋）

（特命担当大臣）

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）

を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国务大臣をもって充てる。

第十一条 第四条第一項第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第二項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～二十五 （略）

二十六 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二十七～三十 （略）

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九 （略）

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三十号）第四条第一項に規定する事務

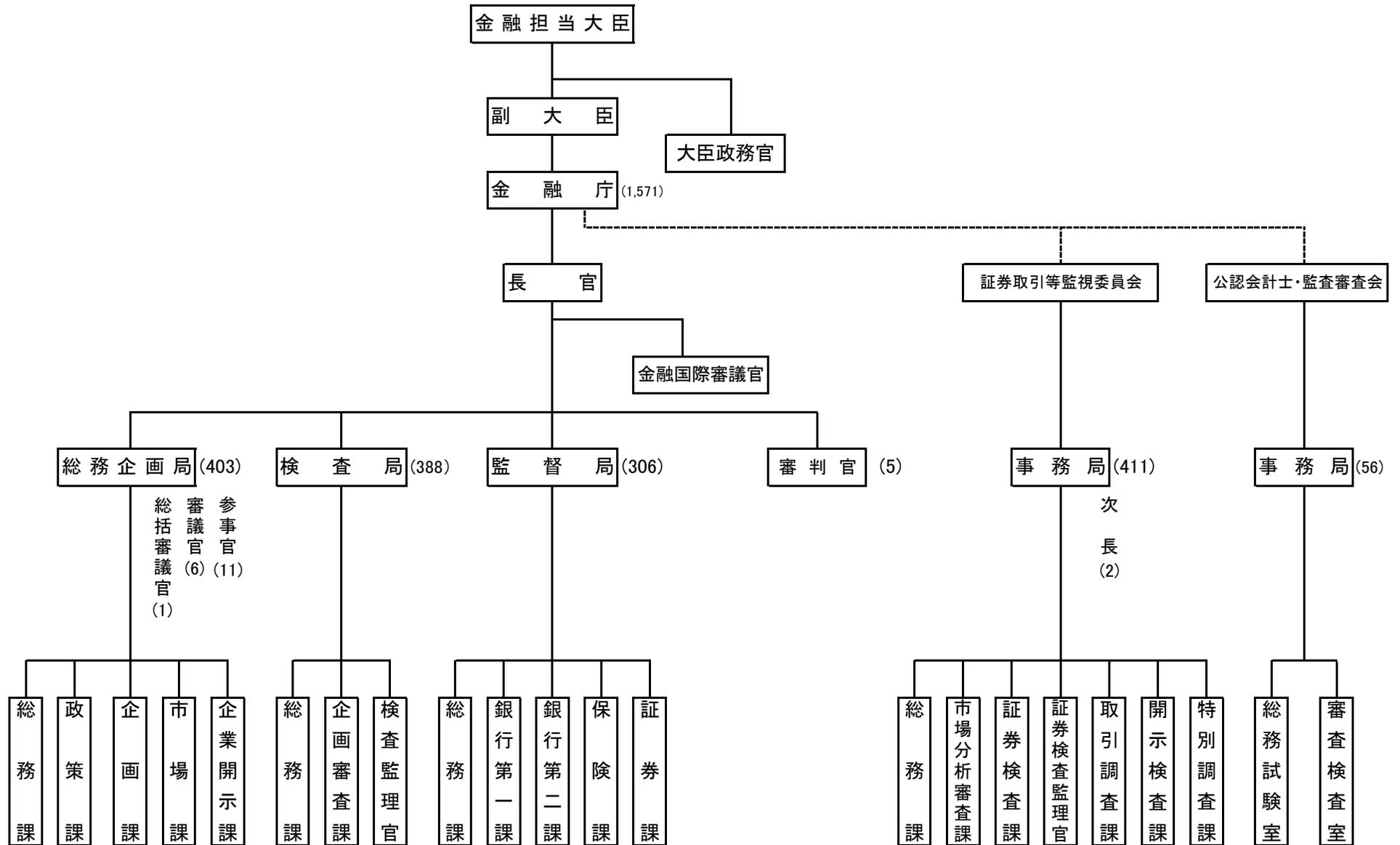
六十一・六十二 （略）

金融庁の各局等の所掌事務(平成27年度)

部局の名称	課等の名称	所掌事務	
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案	
	総務課		総務、人事、服務、研修、図書館の運営等
		情報化統括室	情報システムの整備及び管理等
		管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生等
		国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案等
		国際連携・協力室	国際的な経済連携・協力に関する事務等
	政策課		総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟等
		金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	企画課		金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、銀行業等に関する制度の企画・立案、裁判外紛争解決手続に係る制度の企画・立案等
		調査室	経済金融情勢に関する調査等
		信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案等
	市場課		金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案、市場監理・分析、金融商品取引所等の監督等
		企業開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定、有価証券報告書等の審査・処分等、電子開示システム(EDINET)の整備、公認会計士等の監督等
検査局		民間金融機関等の検査	
	総務課		検査局の総括、金融検査の実施等
		リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施等
		情報・分析室	金融検査の実施に必要な情報の収集及び分析
	企画審査課	金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の基準の策定、検査報告書の審査、金融検査の結果の通知等	
検査監理官	重要な金融検査の実施等		
監督局		民間金融機関等の監督	
	総務課		監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括、郵便貯金銀行・郵便保険会社の監督等
		監督調査室	監督上の調査等
		国際監督室	国際的な監督事務に関する企画・立案等
		協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督等
		信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応等
		金融会社室	ノンバンクの監督等
	銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督等	
	銀行第二課	地銀、第二地銀の監督等	
	保険課		保険会社等の監督等
		損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督等
	証券課		金融商品取引業者等の監督等
		資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督等
審判官		課徴金に係る行政審判	
証券取引等監視委員会 事務局		市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査等	
	総務課		事務局の総合調整等
		情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
	市場分析審査課	日常的な市場監視、情報の収集・分析等	
	証券検査課	金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査等	
	証券検査監理官	重要な証券検査の実施等	
	取引調査課	不公正事案の調査等	
	開示検査課	開示事案の検査等	
特別調査課	犯則事件の調査等		
公認会計士・監査審査会 事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査等	
	総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施等	
	審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査等	

(注)平成27年度末時点

金融庁の組織（平成28年度）



※ 数字は、平成28年度末定員。
 ※ 審議官のうち1人、次長のうち1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

金融庁の各局等の所掌事務(平成28年度)

部局の名称	課等の名称	所掌事務
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
	総務課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営 等
	情報化統括室	情報システムの整備及び管理 等
	管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生 等
	国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案 等
	国際連携・協力室	国際的な経済連携・協力に関する事務 等
	政策課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟 等
	金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 等
	企画課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、銀行業等に関する制度の企画・立案、裁判外紛争解決手続に係る制度の企画・立案 等
	調査室	経済金融情勢に関する調査 等
	信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案 等
	保険企画室	保険制度に関する企画・立案 等
	市場課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案、市場監理・分析、金融商品取引所等の監督 等
企業開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定、有価証券報告書等の審査・処分等、電子開示システム(EDINET)の整備、公認会計士等の監督 等	
検査局		民間金融機関等の検査
	総務課	検査局の総括、金融検査の実施 等
	リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施 等
	情報・分析室	金融検査の実施に必要な情報の収集及び分析
	企画審査課	金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の基準の策定、検査報告書の審査、金融検査の結果の通知 等
	検査監理官	重要な金融検査の実施 等
監督局		民間金融機関等の監督
	総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括、郵便貯金銀行・郵便保険会社の監督 等
	監督調査室	監督上の調査 等
	国際監督室	国際的な監督事務に関する企画・立案 等
	協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督 等
	信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応 等
	金融会社室	ノンバンクの監督 等
	銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督 等
	銀行第二課	地銀、第二地銀の監督 等
	保険課	保険会社等の監督 等
損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督 等	
証券課	金融商品取引業者等の監督 等	
資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督 等	
審判官		課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局		市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査 等
	総務課	事務局の総合調整 等
	情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
	市場分析審査課	日常的な市場監視、情報の収集・分析 等
	証券検査課	金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査 等
	証券検査監理官	重要な証券検査の実施 等
	取引調査課	不公正事案の調査 等
	開示検査課	開示事案の検査 等
	特別調査課	犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会 事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等
	総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施 等
	審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等

(注)平成28年度末時点

資料 2 - 1 - 1

平成27事務年度
金融行政方針 主なポイント

平成27年9月
金融庁

I . 金融行政の目的

- 金融行政が何を目指すかを明確にするとともに、その実現に向け、平成27事務年度においていかなる方針で金融行政を行っていくかを「金融行政方針」として公表。また、方針の進捗や実績を来年6月を目途に公表し、その評価を翌事務年度の方針に反映(PDCAの実施)。

- 金融庁は、
 - ✓ 世界経済・市場の将来についての不確実性の高まりや、FinTech等の金融変革の動き等、金融行政を取り巻く環境が変化する中においても、
 - ✓ 金融機関による質の高い金融仲介機能の発揮、及びそれを支える金融システムの健全性の維持と市場の公正性・透明性の確保により、

企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大の実現を目指す。

Ⅱ. 金融行政の重点施策 ①

1. 活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保

経済の持続的成長に資するより良い資金の流れ

- 運用の改善により、国民の資産形成と成長資金の供給、市場の発展を促す
 - NISAの更なる普及と制度の発展
 - 「コーポレートガバナンス・コード」、「スチュワードシップ・コード」のフォローアップ会議を設置し、企業統治改革を「形式」から「実質の充実」へと次元を高める
 - 商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関が、真に顧客のために行動しているかを検証しつつ、フィデューシャリー・デューティーの徹底を図る
 - 金融機関による資産運用の高度化を促す

市場の公正性・透明性の確保

- 「会計監査の在り方に関する懇談会」を開催し、その提言等を踏まえ、会計監査の信頼性確保に向けて対応
- 新規株式公開(IPO)等の適切性を確保するため、取引所による上場審査等を強化
- 金融取引のグローバル化・複雑化等に対応し、海外当局との連携強化、監視手法の高度化等により、証券取引等監視委員会の態勢を強化

Ⅱ. 金融行政の重点施策 ②

2. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保

企業の価値向上、経済の持続的成長と 地方創生に貢献する金融業の実現

- 金融機関が、企業の「稼ぐ力」を金融面から支援するとともに、担保・保証依存から、企業の事業性に着目した融資姿勢への転換を進める
 - 融資先企業へのヒアリング(1,000社程度)による実態把握
 - 金融機関のガバナンスの検証
 - 金融仲介の取組みを客観的に評価出来る多様なベンチマークの検討
 - 外部有識者を含めた「金融仲介の改善に向けた検討会議(仮称)」を設置し、金融仲介のあるべき姿を議論
- ゆうちょ銀行・かんぽ生命による、民間金融機関と補完的で地方創生への貢献につながるビジネスモデルの構築を支援する

金融システムの健全性維持 (景気に左右されない金融仲介機能の発揮)

- グローバルな経済状況や資金の流れ、市場参加者の動向、金融機関のビジネスの動向等をリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクを前広に分析(マクロプルードンス)
- 市場や経済のストレス時への備えについて、システム上重要な金融機関を中心に検証
- 政策保有株式の縮減をはじめ、金融機関の株式・金利リスクが適切に管理されているか等を検証
- 人口減少や高齢化、IT技術の革新等の環境変化の中で、将来にわたり金融仲介機能を十分に発揮するとの観点から、各金融機関のビジネスモデルの持続可能性を検証

Ⅱ. 金融行政の重点施策 ③

3. IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応

- FinTechと呼ばれる金融・IT融合の動きは、従来見られなかったような多様な金融サービスの提供等で顧客利便の向上をもたらすとともに、将来の金融業・市場の姿を大きく変えていく可能性
- 一方で、サイバー攻撃が金融システム全体に対する最大の脅威の一つとなっている他、IT技術を駆使した取引の市場への影響力が増大

- IT技術の進展が金融業に与える影響を、内外の有識者や関係者の知見を取り入れ前広に分析するとともに、将来の金融業の姿や望ましい金融規制のあり方を検討
- サイバーセキュリティについては、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」(本年7月公表)に基づき、官民一体となって金融システム全体の強靭性を向上
- アルゴリズム取引等が市場の安定性や公正性にもたらす影響について検証

Ⅱ．金融行政の重点施策 ④

4. 国際的な課題への戦略的な対応

- 2008年の世界的な金融危機後、毎年新たな金融規制が提案され、規制強化の動きが継続
- こうした規制の副作用(規制強化が成長資金の供給に及ぼす影響)や予期せざる影響(シャドバンキングの肥大化、市場における流動性低下)も懸念される
- 金融機関の活動や取引のグローバル化に対応し、監督当局間の国際協調・連携の更なる推進が必要

- **国際的な金融規制改革の取組みに関する戦略的な対応**
 - 経済成長と金融システムの安定との両立を確保し、規制の複合的な効果による悪影響等にも配慮した、全体として最適な金融規制の構築を推進すべく、国際的な場で積極的に発信・貢献
- **国際的なネットワーク・金融協力の強化**
 - 金融機関のグローバル展開が進む中、監督協力ネットワークを強化
 - 金融機関等のクロスボーダーの相互進出支援を含む、アジア諸国等との金融協力を更に強化

Ⅲ. 金融庁の改革

1. 金融庁のガバナンス

- 金融を取り巻く環境変化に遅れをとらず、むしろ先取りする金融行政の態勢構築が必要。
- そのため、外部の専門的・客観的な組織診断も利用しつつ、金融行政に対し外部からの提案や批判等が常に入る「開かれた体制」の構築と、金融庁職員が積極的に国益へ貢献するための意識改革を推進。
 - **開かれた体制の構築**
 - ✓ 外部の有識者の積極活用等により、金融行政についての有益な意見が継続的に反映される意思決定の仕組みを構築
 - ✓ 「金融行政モニター(仮称)」を設置し、金融行政に対する批判や提言の窓口を中立的な第三者に依頼
 - **金融庁職員自身の意識改革**
 - ✓ 「国益への貢献」を目指し困難な課題にも主体的に取り組む職員を、任用・昇格により評価する等の業績評価のあり方を検討
 - ✓ 視野が広く専門性の高い職員を育成すべく、中小企業や外国金融機関へ職員を派遣

Ⅲ. 金融庁の改革

2. 金融行政のあり方

- 各金融機関がより優れた業務運営(ベストプラクティス)を目指すことが、我が国金融の質の向上につながる。
- そのため、金融庁としては、以下のような対応を通じて金融機関との対話を推進し、自主改善を促す。
 - ① 金融機関が取るべき行動等について、これを仔細に規定するのではなく、その趣旨・精神を示すプリンシプルの形成・共有
 - ② 当該プリンシプルの理解を深めるための優良事例の公表
 - ③ 金融機関の業務の状況を適切に顧客等のステークホルダーに知ってもらうためのディスクロージャーの充実の促進
- なお、法令等のルール(最低限必要とされるミニマムスタンダード)の遵守に課題のある金融機関等には監督・検査で厳正に対処。その際、問題の根本原因を検証し、改善につなげる。

金融機関の個々の活動を細かく規制するのではなく、金融機関の創意工夫を引き出すことにより、全体として質の高い金融サービスの実現を図る。

金融研究センター 研究官・特別研究員

(平成 28 年6月末現在)

研究官/ 特別研究員	研究プロジェクト	氏 名	所 属
研究官 (常勤)	市場リスク計測手法についての考察	磯部 昌吾	—
	ファイナンスにおける確率的モデリングと実証分析、HFT(高頻度取引)トレーダーの行動分析等	斎藤 大河	—
	金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上に向けた諸問題の調査・研究	花田 隆仁	—
特別研究員 (委嘱)	金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上に向けた諸問題の調査・研究	杉浦 宣彦	中央大学大学院 戦略経営研究科教授
	国際的な規制の導入に関する影響度評価、システミックリスク分析・評価手法等	砂川 武貴	東京大学公共政策大学院 特任講師
	人口減少下における地域金融機関のあり方	真鍋 雅史	嘉悦大学ビジネス創造学部 准教授
		平賀 一希	東海大学政治経済学部 経済学科准教授

平成27事務年度に公表したディスカッションペーパー

公表日	ディスカッションペーパー タイトル
27年7月	銀行勘定の金利リスク管理モデル -修正期間収益アプローチと経済価値アプローチの比較-
28年1月	行動経済学の金融経済教育への応用 -行動バイアスからマインドセット・バイアスへ-
28年5月	国際的な動向を踏まえた金融サービス利用者保護に係る日本における現状調査 と今後の課題
28年6月	Optimal Room Charge and Expected Sales under Discrete Choice Models with Limited Capacity
28年6月	ドイツにおける高頻度取引・アルゴリズム取引規制の展開
28年6月	諸外国における市場構造とHFTを巡る規制動向

(注) 公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。



大阪大学
OSAKA UNIVERSITY

金融庁金融研究センター・グローバル金融連携センター主催シンポジウム 「日本及びアジアにおける地方創生に貢献する金融業のあり方」

日時：平成28年5月19日(木) 13:00~18:10
 場所：神戸大学百年記念館(神大会館) 2階 六甲ホール
 共催：神戸大学大学院経営学研究科、京都大学経済研究所
 大阪大学社会経済研究所、アジア開発銀行研究所
 協賛：特定非営利活動法人 現代経営学研究所



会場内ではWi-Fi(無線LAN)を御利用いただけます。
 SSID: KUVISITOR、ネットワークキー: KUVISITORWLAN、Web ID: symp16 (パスワード: gtdw7555)

13:00-13:10 開会挨拶 西田直樹 金融庁監督局審議官

13:10-14:20 セッション1 「地方創生、事業承継、事業転換における地域金融の関わり方」

モデレーター： 内田浩史 神戸大学大学院経営学研究科教授
 発表者： 阿南雅哉 京都銀行常務取締役
 藤後秀喜 但陽信用金庫常務理事
 コメンテータ： 堀江康熙 関西外国語大学外国語学部教授、九州大学名誉教授
 日下智晴 金融庁監督局総務課地域金融企画室長

14:20-15:20 セッション2 「地方創生・一億総活躍に資する金融の実現に向けた金融庁の取組み」

モデレーター： 森 知也 京都大学経済研究所教授
 発表者： 西田直樹 金融庁監督局審議官
 大庫直樹 金融庁参与、ルートエフ株式会社代表取締役
 コメンテータ： 小川一夫 大阪大学社会経済研究所教授

(15:20-15:35 休憩)

15:35-16:35 セッション3 「地域におけるリスクマネー供給の仕組み」

モデレーター： 尾崎弘之 神戸大学大学院経営学研究科教授
 発表者： 小松真実 ミュージックセキュリティーズ株式会社代表取締役
 多田治樹 金融庁総務企画局市場課市場機能強化室長
 山本一彦 神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科教授、
 神戸大学大学院経営学研究科教授(兼任)
 株式会社科学技術アントレプレナーシップ取締役

※以降のセッションは、同時通訳を予定

16:35-17:00 特別講演 「アジア諸国における金融包摂及び長期投資の活性化 -少額貯蓄から生産的投資へ-」(英語セッション)

河野 正道 金融庁金融国際審議官、グローバル金融連携センター長

17:00-18:00 セッション4 「地方創生に資するアジア諸国の金融業の事例」(英語セッション)

モデレーター： 吉野直行 金融庁金融研究センター顧問、アジア開発銀行研究所所長
 発表者： パニダ・スワルチポン タイ財務省財政局シニア・エコノミスト、
 元金融庁アジア金融連携センター研究員
 ピューブ・ソダリン カンボジア国立銀行オフサイト監督部門次長、
 元金融庁アジア金融連携センター研究員
 ピーター・モーガン アジア開発銀行研究所シニアリサーチコンサルタント
 コメンテータ： 吉野直行 金融庁金融研究センター顧問、アジア開発銀行研究所所長

18:00-18:10 閉会挨拶 鈴木一水 神戸大学大学院経営学研究科長・経営学部長

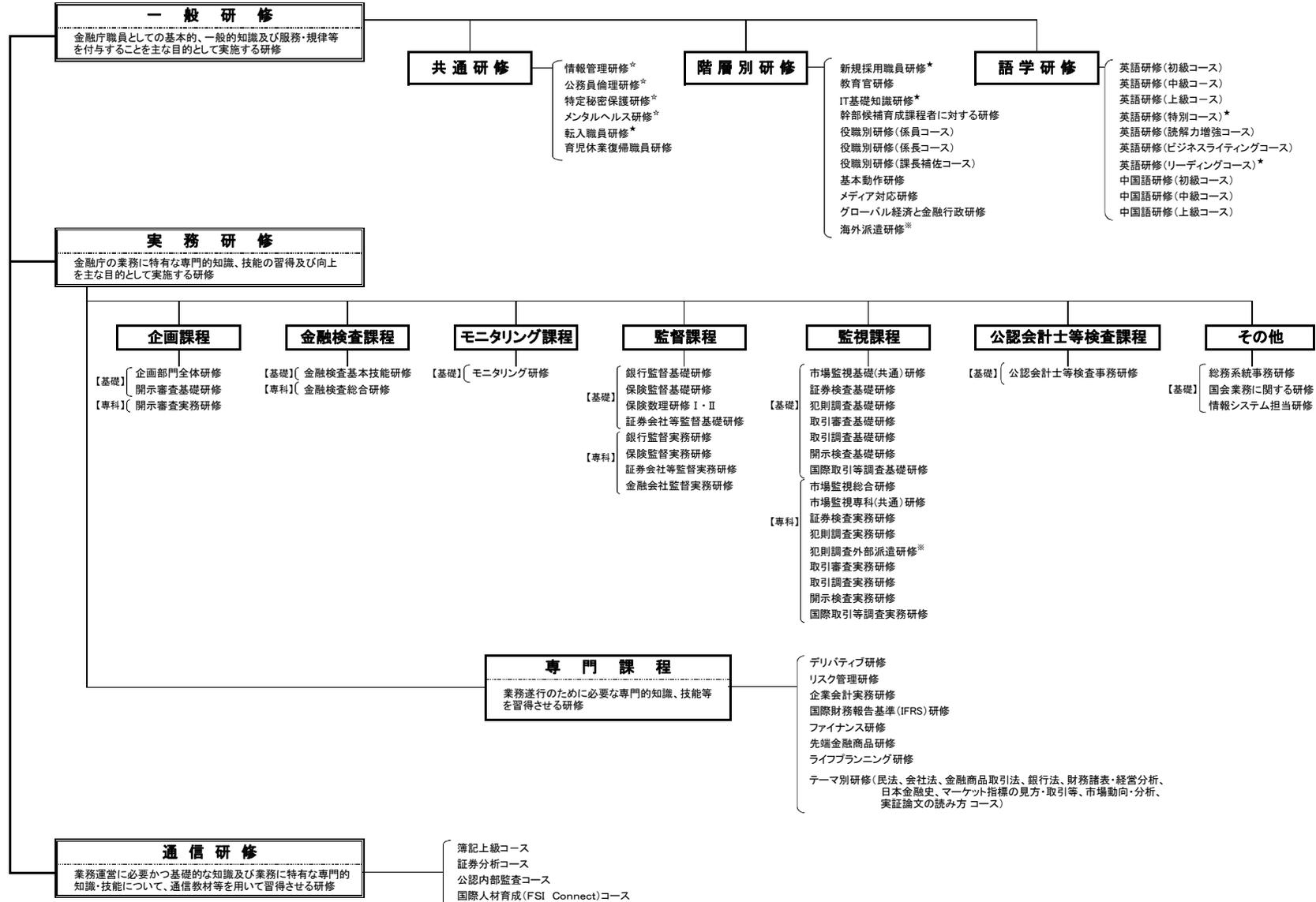
平成 27 事務年度 金曜ランチオン

開催日	講師	テーマ
平成 27 年 7 月 24 日	宅森 昭吉 (三井住友アセットマネジメント株式会社理事/ チーフエコノミスト)	「身近なデータから見た日本経済」
8 月 7 日	本澤 実 (共生投資顧問株式会社 代表取締役社長)	「技術を活用した地方創生の具体的枠組みと金融 機関の役割について」
8 月 21 日	遠藤 寛 (公益財団法人 損害保険事業総合研究所 理事長)	「日系損保の海外展開の現状 ー特にアジア市場との関連についてー」
9 月 25 日	金子 久 (株式会社野村総合研究所 金融 IT ナビゲー ション推進部 上級研究員)	「若年層を中心とした個人による投資の現状と NISA の利用促進に向けた課題」
10 月 2 日	Ms. Hor Likea Visiting Fellow, Asian Financial Partnership Center (AFPAC), FSA	“Developing Key Players, Market Segments and Regulations toward the Capital Market Development in Cambodia: Lesson Learnt from Japan”
	Mr. Vannasack Kongvongsa Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“The path to establish an Asset Management Company in Laos. “Case study of Japan””
	Mr. Thuong Quang Nguyen Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“ Regulation for new financial instruments to develop national economy: Derivatives market, Crowdfunding, and Pro markets”
10 月 7 日	Mr. Prabhas Kumar Rath Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“ Managing Risks and Revitalizing Securities Markets”
	Mr. Gamini Priyantha Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Some Lessons (Securities Market Regulations & Development) learnt from the AFPAC Programme for the Securities Market of Sri Lanka”
10 月 8 日	Mr. Jochen Metzger Head of the Department Payments and Settlement Systems, Deutsche Bundesbank	“ T2S-The New Major Building Block of the Eurosystem’s Financial Market Infrastructure”
10 月 9 日	Mr. Unurbold Jargalsaikhan and Mr. Tserentogtokh Tsogtbaatar Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Proposals for Mongolian Capital market’s Policy and Supervising from AFPAC program”
	Ms. Pennapa Pattanaporn Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Comparison between Japan and Thai 1) Monitoring and Inspection on Securities Business 2) Crowdfunding”
10 月 16 日	新井 紀子 (国立情報学研究所 社会共有知研究センタ ー センター長/教授)	「AI が大学入試を突破する時代に何が起こるか？ ー金融セクターにおける AI の可能性ー」
10 月 23 日	大野 博堂 (NTT データ経営研究所パートナー 金融政策 コンサルティングユニット本部長)	「マイナンバーが金融機関に与える影響と課題」

開催日	講師	テーマ
11月13日	大野 博堂 本部長 加藤 洋輝 マネージャー 桜井 駿 コンサルタント (NTT データ経営研究所 金融政策コンサルティングユニット)	「仮想通貨・ブロックチェーン技術の概要と海外動向」
11月20日	鎌田 敬介 (金融庁参与、一般社団法人金融ISAC 理事、FS-ISAC 日本・アジア地域担当ディレクター)	「サイバーセキュリティの裏舞台とアジア各国の特徴」
12月11日	Mr. Torsak Chaiyawat Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“New Inspectors on the Thai New Normal Economy”
	Ms. Panida Suwaruchiporn Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Comparative study on Microfinance supervision in Thailand and Japan”
12月22日	Mr. Daniel Aobdia Senior Fellow, Center for Economic Analysis, Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB)	“The Impact of the PCAOB Individual Engagement Inspection Process –Preliminary Evidence”
平成28年 1月8日	Ms. Pheav Sodalín Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Study on Deposit Insurance System Development of Cambodia”
	Mr. Nguyen Huy Toan Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“How the State Bank of Vietnam Ensures Financial Stability”
1月13日	Ms. Ulziikhutag Sundui and Ms. Galiya Badyelkhan Visiting Fellow, AFPAC, FSA	“Comparative study on Supervisory framework between Mongolia and Japan”
1月25日	Mr. Darrell “Rico” Doss (シーラ・ジャクソン・リー米国連邦下院議員事務所経済政策顧問、マンスフィールド研修員)	“The Anatomy of A Congressional Amendment to H.R. 3606: Congress, the SEC, and the Making of Securities Law”
2月26日	宮内 惇至 (金融庁参与、みずほ証券顧問兼みずほ第一 フィナンシャルテクノロジー顧問)	「金融危機とバーゼル規制の経済学 ーリスク管理から見る金融システム」
4月15日	名和 利男 (株式会社サイバーディフェンス研究所 専務 理事／上級分析官)	「拡大する「攻撃側と防御側の格差」の状況理解と最近の手口」
4月19日	斎藤 大河 (金融庁研究官)	「ビッグデータのファイナンスへの応用：京都駅周辺ホテルの最適な室料設定と売上最大化について ー部屋数の上限を考慮した確率モデルによる分析ー」
4月22日	小平 達也 (株式会社グローバル人材戦略研究所所長)	「組織・人材マネジメントの観点からみた海外拠点経営におけるガバナンス・駐在員を取り巻く課題」

開催日	講師	テーマ
5月12日	Ms. Nguyen Thi Thuy Trang Visiting Fellow, Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA	“Fellowship Program Outcome”
	Ms. Nguyen Thi Thanh Thuy Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Vietnam Derivatives Market’s Legal Framework: Assessments and Proposals”
5月13日	Mr. Camilo Carl I. Roque Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparative Analysis and Development of Solvency Requirements”
	Mr. Chatchawal Vayumhasuwan and Mr. Somkiet Panha Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparative study on Solicitation and Alternative Dispute Resolution”
5月17日	Mr. Matthew Aire Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Outcomes of the GLOPAC Programme”
	Mr. Khumo M Phatshwane Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“A Comparative View of the Insurance Regulation”
5月27日	Mr. Ulziibat Molomjants Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparative View: Regulations Concerning Insurance Supervision”
	Mr. Roselee Shah Shaharudin Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“The Behavior of Market Maker on Structured Warrants: A Broad Market Analysis”
6月3日	住田 友男 (野村アセットマネジメント NISA プロジェクト主任研究員)	「少額投資非課税制度(NISA)に関する意識調査～投資未経験者は「少額投資」がキーワード～」

(注)公表可能なもののみ本表に掲載している。



「☆」は、全職員の受講を必修としているものである。
 「★」は、研修対象者の受講を必修としているものである。
 「※」は、外部機関が実施する研修に当庁職員を派遣するものである。

平成27事務年度（平成27年7月～28年6月）研修実施状況

(H28. 6. 30現在)

区 分	研 修 名（コース名）	目 的	実 施 月	
共通研修	情報管理研修	・行政文書管理、個人情報管理、情報セキュリティに関する基本的知識の付与	7月・8月・10月・11月・1月	
	公務員倫理研修	・公務員倫理の涵養等	7月・8月・10月・11月・1月	
	特定秘密保護研修	・特定秘密の保護に関する理解を深める	7月・8月・10月・11月・1月	
	メンタルヘルス研修	・メンタルヘルス、セクシャルハラスメントの防止に関する基本的知識の付与	7月・8月・10月・11月・1月	
	転入職員研修	・金融庁で勤務していく上で必要な基本的・一般的知識の付与	7月・8月・10月・1月・4月	
	子育て支援研修	・仕事と育児の両立をイメージし、ワークライフバランスの充実を図る	7月・3月	
	ワークライフバランス研修	・女性活躍、ワークライフバランス推進の必要性の理解を図る	3月	
	障がい理解研修	・窓口等における障がい者に対する合理的配慮の提供等について理解を図る	3月	
一般研修	新規採用職員研修（総合職）	・金融庁職員として必要最低限の基礎的知識及び金融知識の付与	4月	
	新規採用職員研修（一般職）		4月～5月	
	教育官研修	・新規採用職員研修（一般職）において研修生の教育訓練及び生活指導に当たる教育官の養成	2月	
	役職別研修			
	係員コース	・係長相当職に就くに当たっての基本的業務遂行能力（コミュニケーション能力など）の養成	5月～6月	
	係長コース	・係長相当職に必要な課題対応力の習得及び基礎的マネジメント能力の養成	9月	
	課長補佐コース	・課長補佐相当職に必要な対外的な折衝能力の養成及びマネジメント能力の強化	9月	
	IT基礎知識研修	・ITに関する基礎的知識の付与	8月～10月	
	幹部候補育成課程者向け研修	・管理職員に求められる能力の育成及び所管行政に係る専門性の向上	12月	
	基本動作研修	・想定問答作成及び幹部説明ペーパー作成等に関する知識の付与	9月	
メディア対応研修	・危機管理対応能力等の更なる向上	9月		
グローバル経済と金融行政研修	・世界経済の全体像を理解した上で、金融行政がどのように関係しているかを理解する	10月・12月		
語学研修	初級コース（通学）	・英語に関する語学力の維持・向上	9月期・1月期・4月期 （各期3か月間）	
	中級コース（グループ）			
	上級コース（プライベート）			
	特別コース	・英語に関する基礎的知識の付与、及び総合的な英語力のポトムアップ	9月期（3か月間）	
	ビジネスライティングコース	・英語によるビジネスライティングスキルの向上	9月期・1月期・4月期 （各期3か月間）	
	読解力増強コース	・特に英文を要約するための読解力の向上	9月期・1月期・4月期 （各期3か月間）	
	リーディングコース	・特に金融分野に関する英文を理解するための読解力の向上	9月期・1月期・4月期 （各期3か月間）	
	ビギナーコース	・英語に関する日常的な学習方法を習得、語学力の向上	1月～3月末	
中国語	庁内コース	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な中国語力の維持・向上	9月期・1月期・4月期 （各期3か月間）	
通信研修	簿記上級コース	・日商簿記1級レベル相当の知識の付与	9月～3月	
	証券分析コース	・証券アナリスト（1次レベル）相当の知識の付与	9月～3月	
	公認内部監査コース	・公認内部監査人相当の知識の付与	9月～3月	

平成27事務年度（平成27年7月～28年6月）研修実施状況

(H28. 6. 30現在)

区分	研修名（コース名）	目的	実施月	
通信研修	eラーニング	ライフプランニング上級コース	・FP技能検定1級レベル相当の知識の付与	1月～3月
		国際人材育成（FSIConnect）	・国際事案に係る業務に対応できる知識の付与	8月～3月
		IT研修	・ITに関する基礎的知識の付与	1月～3月
実務研修	企画課程	企画部門全体研修	・企画部門担当者として必要な基礎的知識の付与	8月
		開示審査基礎研修	・企業内容開示審査事務に関する基礎的知識の付与	8月
		開示審査実務研修	・企業内容開示審査事務に関する専門的知識の付与	10月
	金融検査課程	金融検査基本技能研修	・金融検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月・1月
		金融検査高度総合研修	・金融検査に関する専門的知識・スキルの付与並びに金融機関の経営実態把握及び検査班のマネジメント等に必要な知識・スキルの付与	7月・1月
	監督課程	銀行監督基礎研修	・預金取扱金融機関の監督に関する基礎的知識の付与	7月
		保険監督基礎研修	・保険会社等の監督に関する基礎的知識の付与	7月
		保険数理研修	・保険数理に関する基礎及び専門的な知識の付与	9月～11月
		証券会社等監督基礎研修	・証券会社、取引所等の監督に関する基礎的知識の付与	8月
		銀行業務研修	・銀行で実際に行われている業務について、銀行の内情や銀行における実例等を踏まえた基礎的な知識の付与	3月
		銀行監督実務研修	・預金取扱金融機関の監督に関する専門的知識の付与	10月
		保険監督実務研修	・保険会社等の監督に関する専門的知識の付与	10月
		証券会社等監督実務研修	・証券会社、取引所等の監督に関する専門的知識の付与	10月
	監視課程	金融会社監督実務研修	・金融会社の監督に関する専門的知識の付与	9月
		市場監視基礎（共通）研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な基礎的知識の付与	7月
		証券検査基礎研修	・証券検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		犯則調査基礎研修	・犯則調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		取引審査基礎研修	・取引審査に必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		取引調査基礎研修	・取引調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		開示検査基礎研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	7月
		国際取引等調査基礎研修	・国際取引等調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	8月
		市場監視総合研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な一般的知識の付与	1月
		市場監視専科（共通）研修	・市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的知識の付与	7月
		証券検査実務研修	・証券検査に必要な専門的知識・スキルの付与	7月・12月
		犯則調査実務研修	・犯則調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・10月・1月
		取引審査実務研修	・取引審査に必要な専門的知識・スキルの付与	1月
		取引調査実務研修	・取引調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・1月
開示検査実務研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	8月・12月		
国際取引等調査実務研修	・国際取引等調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	1月		

平成27事務年度（平成27年7月～28年6月）研修実施状況

(H28. 6. 30現在)

区 分	研 修 名（コース名）	目 的	実 施 月	
実務研修	公認会計士等 検査課程士等	公認会計士等検査事務研修	・公認会計士等検査に関して必要な専門的知識の付与	7月
	その他	総務系統事務研修	・総務・経理事務担当者として必要な基本的知識の付与	8月
		国会業務に関する研修	・国会業務に関しての基本的及び実践的な知識の付与	7月、12月
		情報システム担当者研修	・庁内各システムの開発・運用に必要なIT関連の基礎的・専門的知識の付与	10月
		Excel研修	・エクセル操作に関する知識・技術等の付与	2月～3月
	実務研修	デリバティブ研修	・デリバティブに関する基礎及び専門的な知識の付与	8月・9月～12月・1月～3月
		リスク管理研修	・金融機関等のリスク管理に関する基礎及び専門的な知識の付与	8月・5月～6月
		企業会計実務研修	・会計制度に関する基礎及び専門的な知識の付与	3月
		国際財務報告基準(IFRS)研修	・国際財務報告基準(IFRS)に関する基礎及び専門的な知識の付与	9月
		ファイナンス研修	・ファイナンスに関する基礎及び専門的な知識の付与	9月～12月・2月～3月
		先端金融商品研修	・先端金融商品に関する基礎及び専門的な知識の付与	10月～12月
		ライフプランニング研修(中級)	・FP技能検定2級レベル相当の知識の付与	9月～12月
		テーマ別研修		
	専門課程	民法コース	・各テーマに関する基礎及び専門的な幅広い知識の付与	2月～3月
		会社法コース		9月～10月
		金融商品取引法コース		11月～12月
		銀行法コース		6月
		財務諸表・経営分析コース		5月～6月
		日本金融史コース		3月
		マーケット指標の見方・取引等コース		10月～11月
市場動向・分析コース		11月～12月		
実証論文の読み方コース		11月		
セルフマネジメントコース		3月		

【金融庁ウェブサイトの特設ページについて（トップページ上段）】

1. 金融行政方針について
2. N I S A 特設サイトを開設しました！
3. 金融行政モニターについて
4. FinTech サポートデスクについて
5. 金融モニタリングレポートについて
6. 適格機関投資家等特例業務等を行うみなさまへ
7. スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議
8. 担保・保証に必要以上に依存しない融資の促進に向けて
9. 「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について
10. ご存じですか？債務整理のガイドライン
11. 振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ

(注) 平成 28 年熊本地震関連情報は、より目立つように、別途バナー（リンク）をトップページに開設している。

平成27事務年度政府広報実績

	媒体（広報実施時期）		テーマ
テレビ	お知らせCM		
ラジオ	政府広報ラジオ番組	なるほど！ニッポン情報局（平成27年12月19日、20日）	金融商品、うまい話には気を付けよう！
ラジオ	政府広報ラジオ番組	なるほど！ニッポン情報局（平成28年2月20日、21日）	知っていますか？経営者保証ガイドライン
新聞	突き出し		
出版物	定期刊行物		
インターネット	インターネットテキスト広告	Trend Match×3（平成27年4月20日から4月26日）	経営者保証に関するガイドラインについて
	インターネットテキスト広告	Trend Match×3（平成27年8月24日から8月30日）	ファンド等や市場における不正取引等に関する情報提供のお願い
	インターネットテキスト広告	Trend Match×3（平成27年9月7日から9月13日）	多重債務者相談強化キャンペーン2015
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE（平成27年10月26日から11月1日）	経営者保証に関するガイドラインの利用促進
	インターネットテキスト広告	Trend Match×3（平成27年11月9日から11月15日）	プロ向けファンドを用いた悪質な投資勧誘の規制
	インターネットテキスト広告	Trend Match×3（平成27年12月7日から12月13日）	多重債務者相談強化キャンペーン2015
	インターネットテキスト広告	Trend Match×3（平成28年1月11日から1月17日）	ジュニアNISA制度創設
	インターネットテキスト広告	Trend Match×3（平成28年2月22日から2月28日）	振り込み詐欺救済法に基づく返金手続
	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル（平成28年6月27日から7月3日）	プリペイドカードを悪用した架空請求等詐欺に注意
	インターネットテレビ	政府インターネットテレビ 中小企業や小規模事業者の方へ 経営者保証なしで融資を受けられる可能性があります（平成27年10月15日掲載）	経営者保証に関するガイドラインの利用促進
インターネットテレビ	政府インターネットテレビ プリペイドカード詐欺に注意！！～「カードのID番号を覚えて」は危ない！～（平成28年6月16日掲載予定）	プリペイドカードを悪用した架空請求等詐欺に注意	
モバイル	モバイル携帯端末		
その他	政府広報オンラインお役立ち情報	平成22年7月から掲載	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか？ 借入れのルール
	政府広報オンライン特集記事	平成22年10月から掲載	その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成23年7月から掲載	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成23年8月から掲載	「振り込み詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成25年6月から掲載	新しい投資優遇制度「NISA（ニーサ）」がスタート！将来に向けた資産形成を考えるきっかけに
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成25年9月から掲載	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ 個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成26年4月から掲載	知らない！と損をする？ 最低限身に付けておきたい「金融リテラシー（知識・判断力）」
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成27年3月から掲載	中小企業や小規模事業者の方へ ご存じですか？「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります
	政府広報オンラインお役立ち情報	平成27年10月から掲載	投資詐欺にご注意を 気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。

意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧

平成27事務年度（平成27年7月～平成28年6月）

（金融庁ウェブサイトより抜粋）

公表日	案件名	締切日
28.6.28	「預金保険法施行規則の一部を改正する命令(案)」の公表について	28.7.27
28.6.24	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表について	28.7.25
28.6.22	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	28.7.21
28.6.10	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	28.7.11
28.6.3	「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正について	28.7.4
28.5.20	「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	28.6.20
28.5.19	「公認会計士試験規則」の一部改正(案)の公表について	28.6.17
28.5.13	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	28.6.13
28.5.13	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	28.6.13
28.4.28	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	28.5.30
28.4.27	「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準(平成8年大蔵省告示第48号)等の一部を改正する件(案)」の公表について	28.5.27
28.4.22	「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令(案)」の公表について	28.5.23
28.4.6	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	28.5.6
28.2.22	「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令(案)」の公表について	28.3.22
28.2.10	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	28.3.10
28.2.8	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	28.3.8

公表日	案件名	締切日
28.2.2	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	28.3.2
28.1.25	「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について	28.2.24
28.1.21	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	28.2.19
28.1.21	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	28.2.19
28.1.8	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等(案)」の公表について	28.2.8
27.12.15	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	28.1.14
27.12.11	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等(案)及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対する意見募集の結果並びに見直し後の府令等(案)及び「潜在的損失等見積額の算出告示」等(案)の公表について	28.1.12
27.11.20	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	27.12.21
27.11.20	平成27年金融商品取引法改正等に係る政令・内閣府令案等の公表について	27.12.21
27.11.10	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	27.12.10
27.10.30	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	27.11.30
27.10.27	「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	27.11.27
27.9.15	金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正案の再公表について	27.10.14
27.8.26	「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(案)の意見募集について	27.9.24
27.8.26	「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(案)の意見募集について	27.9.24
27.8.7	資本バッファ比率に係る府省令・告示案等の公表について	27.9.7
27.7.1	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等の改正案の公表について	27.8.3

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
翁 百合	(株)日本総合研究所 副理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長
米山 高生	一橋大学大学院商学研究科教授
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)

(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

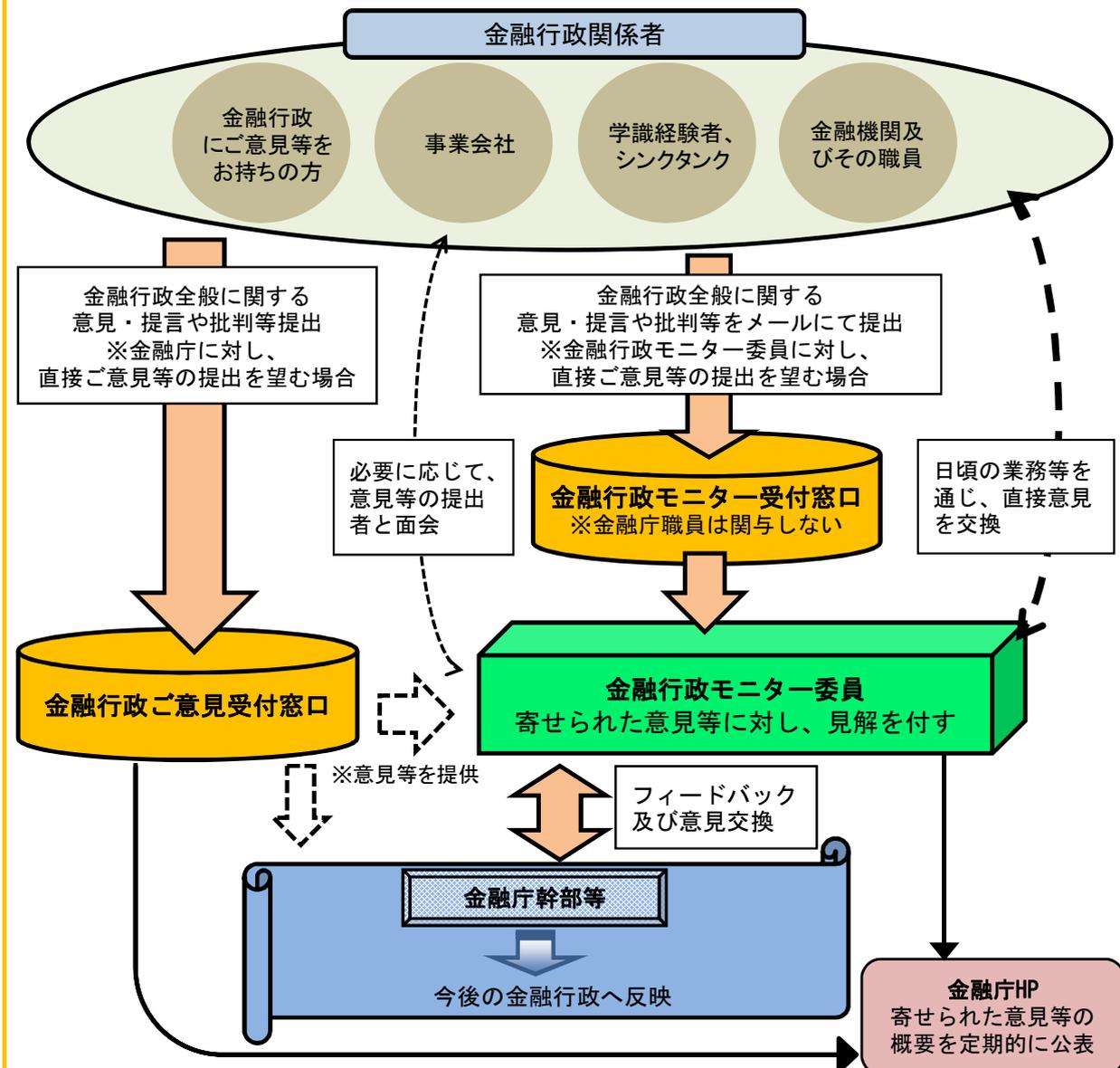
金融行政モニター



金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはありません。(いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。)
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものだけに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課
 金融サービス利用者相談室
 Tel 0570-052100(ナビダイヤル)
 (IP電話は、03-3501-2100)

平成 28 年 4 月 26 日

金融庁

「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況について

1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成 28 年 1 月 29 日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、運用開始からの 1 か月間に寄せられたご意見等の受付状況について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口寄せられた意見等は、平成 28 年 1 月 29 日から 2 月 29 日までの間に 47 件となっています。

2. 金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

○ 平成 28 年 1 月 29 日の運用開始から同年 2 月 29 日までに寄せられたご意見等

【受付件数】

7 件

【主なご意見等】

主なご意見等の概要	金融庁の対応
<p>金融行政（監督・検査）の運営に際し、中小企業向け融資に関して金融行政方針に示されたような政策（担保主義から事業性評価に基づく融資の推進）が、金融機関の実際の融資業務に反映されていないことを認識してほしい。</p>	<p>金融機関においては、担保・保証に過度に依存せず、取引先企業の事業性評価に基づき、融資や本業支援等を実施し、企業や産業の生産性向上等に貢献することが重要であると考えます。</p> <p>金融庁においては、こうした認識に基づき、今事務年度においては、以下のような取組みを行っているところであり、今後とも、金融機関との対話を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>①融資先企業からのヒアリングを通じて、金融サービスに係る企業側の認識を把握する。</p> <p>②金融機関へのモニタリングを通じて、事業性評価に基づく取組みについて、ベストプラクティスを把握するとともに、更なる改善策を議論する。</p> <p>③外部有識者により構成される「金融仲介の改善に向けた検討会議」において、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、企業や産業の生産性向上への金融仲介のあるべき姿等を議論し、その内容を発信する。</p>
<p>（１）取引情報蓄積機関制度について</p> <p>店頭デリバティブ取引の報告には取引情報蓄積機関（TR）による報告を含めて三種類があり、取引内容が合致していることを照合する作業は金融庁が行っている。しかし、本制度の導入の契機となったG20ピッツバーグ・サミットの合意を素直に読めば、取引情報の蓄積はすべてTRによって行われることを予定していると考えられ、三種類の報告の併存を認めている現在の制度には問題がある。コストの点でも金融庁は</p>	<p>（１）取引情報蓄積機関制度について</p> <p>日本では、平成21年のピッツバーグ・サミットの合意を踏まえ、平成22年に金融商品取引法改正を行い、店頭デリバティブ取引に係る取引情報の保存・報告制度を整備しました。</p> <p>日本の制度では、金融商品取引業者等から、3種類のルートで金融庁に対して報告がなされていますが、これは、日本における取引の実態や取引報告者も含めた制度全体の費用対効果を勘案したもの</p>

<p>お金がかかる制度を運用しているように思われる。その他にも改善すべき点があり、本制度を本来の趣旨に従って運営しようとしているのであれば、何等かの改革が必要ではないか。</p> <p>(2) 担当職員について</p> <p>知識、経験が引継がれないので、人事異動の度に同じ基本的な説明を繰り返さざるを得ないことになる。スペシャリティが求められている分野については、スペシャリストを配置して欲しい。</p>	<p>です。</p> <p>いずれのルートで報告されるにせよ、監督当局に取引情報が集約され、また、集計した情報が公表されることで、市場の透明性を高めるとの国際合意の目的は達しているものと認識しており、現時点においては制度を改正する必要はないと考えています。</p> <p>(2) 担当職員について</p> <p>高度に専門化が進み、変化が早い金融に適切に対応していくためには、高度な専門的知識・経験を有する人材の育成・確保が重要であると考えています。</p> <p>このため、金融庁では、これまでも、内部における人材育成と外部からの人材の登用を適切に組み合わせることにより、組織としての専門性の向上に努めてきました。</p> <p>現在、金融庁では、人材育成のあり方の見直しについて検討しており、その一環として、個別の専門分野ごとに専門分野に求められる資質やキャリアを明確にしつつ、人材育成を行うための体系的な枠組みを構築していくことを検討しています。このような取組みを通じて、専門人材の知識・経験を組織として引継ぎ、共有していきたいと考えています。</p>
<p>日本に拠点のない外国銀行に居住者が預金口座を開設することを支援するサービスについて、近時、金融庁HPにおけるネガティブな記述が一定程度修正されたが、金融庁のHPにおける他の公表部分に、その修正が反映されていない箇所があり、その結果、当該サービスの利用者に誤解を与えている。「グレーゾーン解消制度」を所管する経</p>	<p>ご意見を踏まえて以下のとおり対応しました。</p> <p>①(金融庁HP)平成24年4月6日公表「日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設勧誘について」を削除。</p> <p>②(金融庁HP)「預金・融資等に関する利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」に掲載する【相談事例</p>

<p>済産業省からの公表文とも齟齬が生じている。大至急金融庁 HP の修正を求める。</p>	<p>等】「業者から、日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設を代行すると勧誘されたが、当該業者の口座に資金を振り込みしても大丈夫だろうか。」の【アドバイス等】の内容について、平成27年12月18日に公表（更新）した「預金口座開設の勧誘に関する注意喚起について」の表現に統一。</p> <p>なお、経済産業省にも連絡を行い、経済産業省HPに掲載されていた「外国銀行口座開設支援サービスにおける銀行法の取扱いが明確になりました～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～」(平成28年2月10日公表)が、同制度の照会者への回答書と一部齟齬があったことから、HP掲載文を回答書の書きぶりとは整合的になるよう修正。</p>
--	--

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

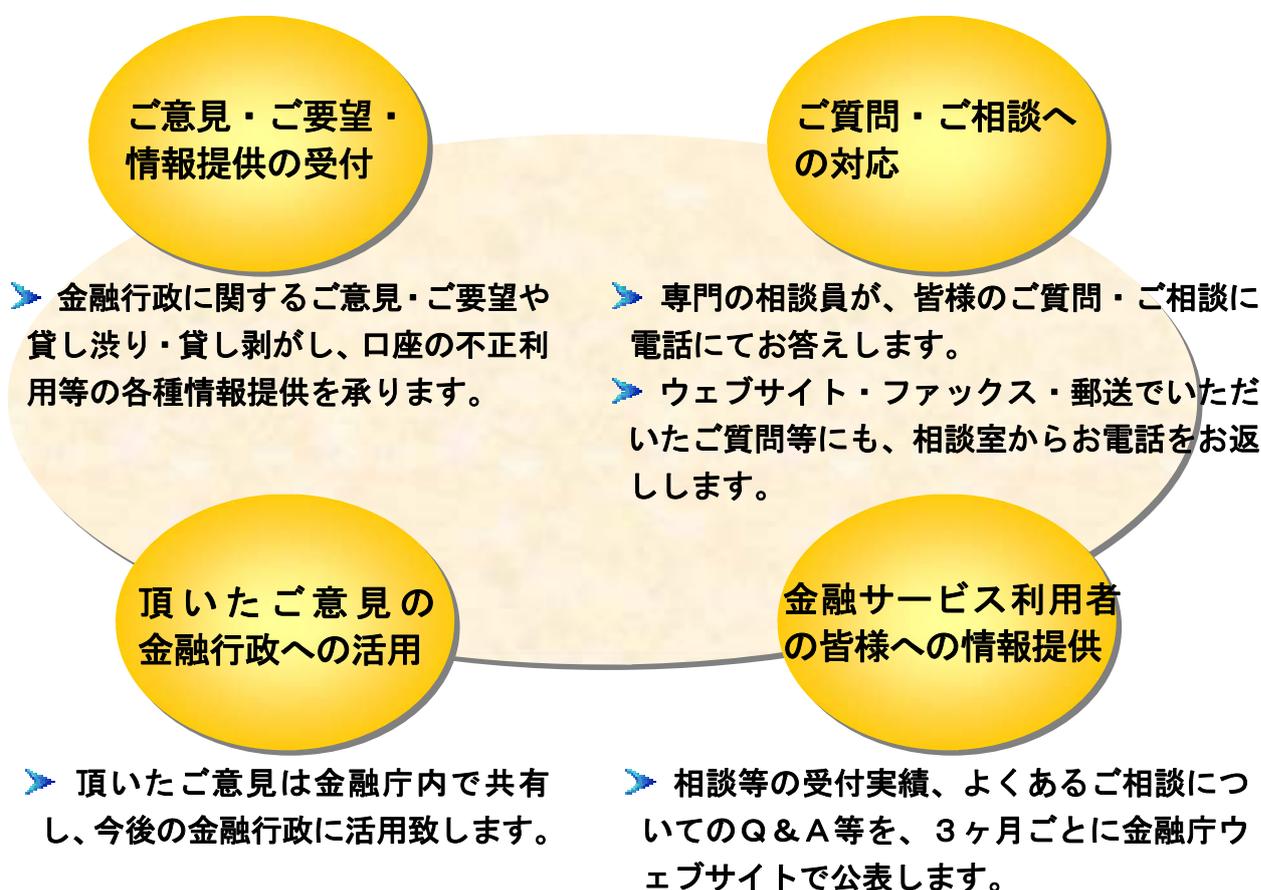
- ・ 金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ
総務企画局政策課調整係
- ・ 金融行政ご意見受付窓口に関するお問い合わせ
総務企画局政策課金融サービス利用者相談室

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください！

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する4つのサービス



- ご留意事項 -

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。

裏面もご覧ください 

◆ 相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間：平日 10:00～17:00
- 電話番号：0570-016811(ナビダイヤル) IP電話からは 03-5251-6811
(注) お電話は、応対内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。
- 受付の流れ：

▶ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 金融行政一般・その他に関するご相談

▶ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

ウェブサイトでの受付

- 金融庁ウェブサイトのトップページから相談室 WEB 受付窓口へ
(<http://www.fsa.go.jp>)
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日 10:00～17:00 の間に、お電話をお返し致します。
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ファックスでの受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- ご意見・相談・情報提供等を 24 時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日 10:00～17:00 の間に、お電話をお返し致します。
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受け付けております。
〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。



金融庁
総務企画局政策課 金融サービス利用者相談室

資料 2-13-2

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
(平成27年4月1日～28年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

27年4月1日～6月30日・・・27年7月31日公表(第40回)

27年7月1日～9月30日・・・27年10月30日公表(第41回)

27年10月1日～12月31日・・・28年1月29日公表(第42回)

28年1月1日～3月31日・・・28年4月28日公表(第43回)

1. 類型別受付件数

(単位:件)

区 分	27/4～6	27/7～9	27/10～12	28/1～3	27年度合計
質 問 ・ 相 談	7,359	7,076	7,162	7,621	29,218
意 見 ・ 要 望	1,225	1,053	859	917	4,054
情 報 提 供	558	685	543	505	2,291
そ の 他	59	76	66	79	280
合 計	9,201	8,890	8,630	9,122	35,843

2. 受付方法別件数

(単位:件)

区 分	27/4～6	27/7～9	27/10～12	28/1～3	27年度合計
電 話	7,466	7,197	7,083	7,481	29,227
ウ ェ ブ サ イ ト	646	747	735	682	2,810
フ ァ ッ ク ス	320	307	316	390	1,333
手 紙	409	456	317	392	1,574
そ の 他	360	183	179	177	899
合 計	9,201	8,890	8,630	9,122	35,843

3. 分野別受付件数

(単位:件)

区 分	27/4～6	27/7～9	27/10～12	28/1～3	27年度合計
預 金 ・ 融 資 等	2,691	2,711	2,649	2,817	10,868
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	2,955	2,638	2,464	2,408	10,465
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	2,387	2,466	2,460	2,656	9,969
貸 金 等	844	753	812	889	3,298
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	324	322	245	352	1,243
合 計	9,201	8,890	8,630	9,122	35,843

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	913	33.9	1,012	37.6	766	28.5	2,691	100.0
7月～9月	965	35.6	925	34.1	821	30.3	2,711	100.0
10月～12月	1,132	42.7	778	29.4	739	27.9	2,649	100.0
1月～3月	1,103	39.2	966	34.3	748	26.6	2,817	100.0
27年度合計	4,113	37.8	3,681	33.9	3,074	28.3	10,868	100.0

○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	706	23.9	1,486	50.3	763	25.8	2,955	100.0
7月～9月	615	23.3	1,351	51.2	672	25.5	2,638	100.0
10月～12月	656	26.6	1,168	47.4	640	26.0	2,464	100.0
1月～3月	685	28.4	1,108	46.0	615	25.5	2,408	100.0
27年度合計	2,662	25.4	5,113	48.9	2,690	25.7	10,465	100.0

○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	555	23.3	1,832	76.7	2,387	100.0
7月～9月	723	29.3	1,743	70.7	2,466	100.0
10月～12月	780	31.7	1,680	68.3	2,460	100.0
1月～3月	925	34.8	1,731	65.2	2,656	100.0
27年度合計	2,983	29.9	6,986	70.1	9,969	100.0

○貸金等

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	844
7月～9月	753
10月～12月	812
1月～3月	889
27年度合計	3,298

○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	324
7月～9月	322
10月～12月	245
1月～3月	352
27年度合計	1,243

資料 2-14-1

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成24～28年度）

基本政策	施策	平成28年度の主な事務事業の取組内容
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	① 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施 ② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ③ 金融機能強化法等の適切な運用 ④ 金融機関の業務継続体制の検証 ⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み
	2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 ② 円滑な破綻処理のための態勢の整備
	3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備 ② 当局における相談体制の充実 ③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営 ④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 ⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応
	2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 質の高い金融仲介機能の発揮 ② 金融機能強化法の適切な運用
	3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 ② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備
III 公正・透明で活力ある市場の構築	1 市場インフラの構築のための制度・環境整備	① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 ② 証券決済期間の短縮化 ③ EDINETの整備
	2 市場機能の強化のための制度・環境整備	① 総合取引所の実現に向けた取組の促進 ② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進 ③ 不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた取組の促進 ④ 上場企業全体のコーポレートガバナンスの実効性向上に向けた取組み ⑤ より効果的・効率的な開示に向けた制度整備等の推進
	3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	① フォワードルッキングな観点からの監視活動の機能強化 ② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保 ③ 我が国において使用される会計基準の品質向上 ④ 包括的かつ機動的な市場監視 ⑤ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不正取引への対応 ⑥ 不正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施 ⑦ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑧ 課徴金制度の適切な運用 ⑨ 犯則事件に対する厳正な調査の実施 ⑩ 自主規制機関との適切な連携 ⑪ 市場参加者の規律強化に向けた取組み
	4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	① 金融商品取引業者等に対する効果的かつ効果的な監督の実施 ② 金融商品取引業者等に対する効果的かつ効果的な検査の実施 ③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携
	5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	① 適正な会計監査の確保のための態勢整備に向けた取組みの実施 ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査 ④ 海外監査監督当局との協力・連携 ⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進
IV 横断的施策	1 国際的な政策協調・連携強化	① 国際的な金融規制の策定や影響の評価に関する議論への戦略的な対応 ② 海外当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応
	2 アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	① アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備の促進等
	3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	① 金融サービスの提供者を対象とした金融行政のあり方・アプローチの見直し ② FinTechへの対応 ③ 規制・制度改革等の推進 ④ 事前確認制度の適切な運用 ⑤ 官民による持続的な対話の実施
	4 金融行政についての情報発信の強化	① 金融行政に関する広報の充実
	5 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	① 金融経済教育の推進

業務支援基盤の整備のための取組み（平成24～28年度）

分野	施策	平成28年度の主な事務事業の取組内容
1 人的資源	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上	① 職員の意識改革、組織として力を最大限に引き出すための人材育成及び組織活性化
2 知的資源	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学のネットワーク強化
3 その他の業務基盤	(1) 金融行政における情報システムの活用	① 最適化の早期実現、情報システムの見直しに伴う運用コストの削減 ② 情報セキュリティ対策の推進
	(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保	① 災害等発生時における金融行政の継続確保 ② 災害等発生時に備えた訓練

	政府全体の動き	金融庁の動き
24年5月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第20回政策評価に関する有識者会議」開催（24年5月21日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：24年4月～29年3月）策定（24年5月31日） ・「平成24年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：24年4月～25年3月）策定（24年5月31日）
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（24年6月国会報告）	・「平成22年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（24年6月8日）
8月		・「第21回政策評価に関する有識者会議」開催（24年8月10日）
9月		・政策評価（平成23年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（24年9月7日）
25年4月	・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の一部変更（25年4月政策評価各府省連絡会議了承）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（25年6月国会報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・「第22回政策評価に関する有識者会議」開催（25年6月7日） ・「平成23年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（25年6月21日） ・「平成25年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：25年4月～26年3月末）策定（25年6月28日）
8月		・政策評価（平成24年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（25年8月30日）
12月	・「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正（25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）	

	政府全体の動き	金融庁の動き
26年5月		・「第23回政策評価に関する有識者会議」開催（26年5月30日）
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（26年6月国会報告）	・「平成24年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（26年6月13日）
7月		・「平成26年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：26年4月～27年3月末）策定（26年7月1日公表）
8月		・政策評価（平成25年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（26年8月29日）
27年3月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（27年3月閣議決定）	
4月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（27年4月政策評価各府省連絡会議了承）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（27年6月国会報告）	・「平成25年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（27年6月12日） ・「第24回政策評価に関する有識者会議」開催（27年6月29日）
8月		・政策評価（平成26年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（27年8月31日公表） ・「平成27年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：27年4月～28年3月末）策定（27年8月31日公表）
28年5月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（28年5月国会報告）	・「平成26年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（28年5月20日）
6月		・「第25回政策評価に関する有識者会議」開催（28年6月8日）

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

平成27年度		平成28年度	
基本政策／施策	主な実績	測定結果	主な取組み
I 経済成長の礎となる金融システムの安定			
1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	・「金融モニタリングレポート」の公表 ・「金融行政方針」に基づく金融モニタリングの実施	A	・効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施
2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	・証券化リスク・リテンション、資本バッファ等に関する監督指針及び関連告示等を整備	A	・国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備
3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	・マクロプルーデンス総括参事官室を設置し、内外の市場動向等についてより深度ある分析を実施したほか、金融システムの安定性に関するリスクを積極的に把握	A	・マクロ経済、金融市場等の把握・分析と金融機関のビジネス、貸出・運用動向等の実態把握
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上			
1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・27年改正金融商品取引法に伴う関係政府令等の整備（いわゆる「プロ向けファンド」に係る制度整備） ・利用者保護法制の適切な運用	B	・利用者保護のための所要の政府令の整備 ・顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からモニタリングを実施
2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・各金融機関における取引先企業の事業性評価及びそれに基づく融資や本業支援等の取組みを促進	B	・質の高い金融仲介機能の発揮 ・金融機能強化法の適切な運用
3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・26年改正保険業法に伴う関係政府令等の整備（情報提供義務や意向把握・確認義務の導入等） ・N I S A の普及・定着を促進	B	・金融審議会「市場ワーキング・グループ」における、日本の市場・取引所を巡る諸問題についての検討 ・N I S A の普及・定着を促進
III 公正・透明で活力ある市場の構築			
1 市場インフラの構築のための制度・環境整備	・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた関係政令・内閣府令の整備 ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）の整備（安定運用、改修対応等）	A	・中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の整備 ・E D I N E T の整備（安定運用、改修対応等）
2 市場機能の強化のための制度・環境整備	・26年改正金融商品取引法に関する関係政府令等の整備（投資型クラウドファンディング等に係る制度整備等） ・「シュワードシップ・コード」及び「コーポレートガバナンス・コード」の定着に向けた情報発信・周知活動等（フォローアップ会議の設置等）	B	・上場企業の「コーポレートガバナンス」の実効性の向上を促す取組み ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を受けた、より効果的・効率的な開示に向けた制度整備等の推進
3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	・発行市場、流通市場全体に目を向けた市場監視を行うとともに、不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に対し、課徴金納付命令勧告や告発を実施	B	・取引手法の多様化や複雑化等に対応した機動的な市場監視 ・従来型の問題企業の摘発に加えて大規模上場会社における開示の適正性等の検証
4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	・監督部局との連携を一層強化し、オン・オフ一体のモニタリングを推進するなど効率的かつ実効性ある検査を実施 ・金融商品取引業者について、重大な法令違反等が認められた事案に対して行政処分を求める勧告を実施	B	・監督当局や自主規制機関等との連携を一層強化するとともに、各社のビジネスモデル等により一層着目したリスクアセスメントを強化し、オン・オフ一体となったモニタリングを実施
5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	・監査法人等に対し、適切な検査・監督を実施 ・I F I A R の事務局招致活動等	B	・監査法人等に対する厳格な検査・監督の実施 ・I F I A R 事務局の東京設置の決定（28年4月）を受けて、同事務局開設に向けた必要な支援の実施
IV 横断的施策			
1 国際的な政策協調・連携強化	・国際的な金融規制改革等の議論における内外への発信提案 ・講演等を通じた規制の再検証に関する当庁の考え方の積極的な発信	A	・国際的な金融規制改革等の議論における内外への発信提案 ・規制の複合的な効果の検証に関する日本の立場を引き続き主張
2 アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	・ヤンゴン証券取引所開設をはじめとするアジア諸国における金融インフラ整備の進展 ・「アジア金融連携センター」における研究員受入拡大	A	・アジア諸国をはじめとする新興国に対する金融インフラ整備支援 ・「グローバル金融連携センター」の運営
3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	・金融・資本市場活性化に係る施策の検討 ・情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案の国会提出 ・「FinTech サポートデスク」の設置	A	・金融サービスの提供者を対象とした金融行政のあり方・アプローチの見直し ・FinTech への対応
4 金融行政についての情報発信の強化	・情報の内容に応じた相応しい手段による情報発信	B	・英語による情報発信の強化
5 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	・「金融リテラシー・マップ」の改定及びガイドブック作成 ・大学における連携講座の拡充	B	・金融経済教育推進会議を通じた金融経済教育の効率的・効果的な推進
業務支援基盤の整備のための取組み			
1 (1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上	・組織として力を発揮できる体制に向けた取組みの推進 ・職員の実質向上に向けた取組みの実施	B	・職員が成長を実感することができる人材育成の方針の策定 ・多様で高い専門性を備えた人材確保・育成
2 (1) 学術的成果の金融行政への導入・活用	・研究成果報告書を公表 ・勉強会等の開催	B	・金融行政の参考となる調査研究の実施 ・産・官・学のネットワーク強化
3 (1) 金融行政における情報システムの活用	・「金融庁業務支援統合システム」の経費削減効果等の発現	B	・情報システム見直しに伴う運用コスト削減、情報セキュリティ対策の推進
3 (2) 災害等発生時における金融行政の継続確保	・業務継続計画を実践的な内容に見直し、実践的な訓練の実施	A	・業務継続計画等の検証・見直し、実践的な訓練の実施

(注) 測定結果 A:「目標達成」⇒8 B:「相当程度進展あり」⇒12

金融庁業務継続計画 (首都直下地震対応編)

< 概要 >

金 融 庁



「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

背景と位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法 (H25.12施行)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画 (H26.3策定)
 - 首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
 - 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
 - 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- 政府業務継続計画 (H26.3策定)

金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)

(H20.6策定、H27.12最終改定)

- 首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- 本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- 東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し (H23.12)。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定 (H26.7)。より実践的な記載とする観点から改定 (H27.12)。

基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

想定災害・周辺環境想定

- 想定災害：
 - 「都心南部直下地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)
- 周辺環境想定：
 - 本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
 - 電力：3日間程度は非常用発電で対応
 - 通信：固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
 - 上下水：上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
<ul style="list-style-type: none"> ➢災害対策本部の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> •災害対策本部の設置・運営に関する庶務 •庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理 •外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整 •職員の参集・配置に関する総合調整 •災害対応に係る文書の記録・保存 •国会及び取材への対応 ➢金融市場等における状況の確認 ➢金融機関における状況の確認 ➢国民、金融機関、海外当局等への情報発信 ➢金融機関に対する被災者支援の要請 ➢被災者等からの相談受付 ➢EDINETの管理・運用 ➢公認会計士試験の実施に係る業務(期間を限定する非常時優先業務) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢行政資源の被災状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> •職員の安否確認 •本庁舎の設備等の被災状況の確認 ➢庁内情報システムの管理等 <ul style="list-style-type: none"> •庁内情報システムの障害への対応 •金融庁行政情報化LANシステムの運用 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">＜金融庁と関係機関との概念図＞</p> <pre> graph TD A["政府災害対策本部 財務省、日本銀行 海外当局等"] <--> B["金融庁 災害対策本部"] B <--> C["金融機関 取引所 決済機関等"] B --> D["国民 (預金者、保険契約者、投資者等)"] </pre> <p style="text-align: center;">被災状況等の情報収集 機能維持・復旧の支援</p> <p style="text-align: center;">迅速な情報収集・提供</p> <p style="text-align: center;">情報発信 国民生活や民間の金融・経済活動が 中断する事態の回避・早期回復</p> </div>

想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員

災害発生時の対応

① 災害対策本部構成員

- 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定

- 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施

② 非常時参集者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 必要人員と同数以上の職員を指定

- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

③ 第一参集予備者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定

- とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

④ 第二参集予備者

- 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする

- 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機
- 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

業務継続のための執務環境の整備

庁舎

- 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。
- 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。

備蓄

- 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。
- 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。

通信

- 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。
- 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。

行政情報システム

- 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。
- EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。

広報

- 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。
- ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

今後の取組み・本計画の見直し

今後の取組み

- 非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化を検討する。
- 内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレ導入について検討する。

訓練・計画の見直し

- 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。